

2021年度 自己点検・評価チェックシート 学部・研究科名： 大学院法学研究科

※学部・研究科ごとに作成してください。

確認事項1 3つのポリシー		
(1) 3つのポリシーを教授会・運営委員会等で確認した	☒ 確認した	2022年4月、5月 会議名：法学研究科運営委員会
	☐ 確認していない	
(2) 3つのポリシーは学生や社会に公表されている	☒ 公表されている	☐ 要項 ☒ HP ☐ パンフレット ☐ その他 ()
	☐ 公表されていない	公表予定時期：

確認事項2 学修成果		
(1) 学修成果を設定している	☒ 設定している	⇒確認事項(2)、(3)を記入
	☐ 設定していない	
(2) 学修成果の内容	☒ 各学部・研究科の DP と関連付けて設定している ☒ 複数の方法で根拠に基づいて測定することが可能である ☒ 知識、スキル、態度をバランスよく含んでいる ☒ 「学生は、～することができる」といった形式にするなど、わかりやすく記述している	
(3) 学修成果を明示している	☒ 明示している	☐ 要項 ☒ HP ☐ パンフレット ☐ その他 ()
	☐ 明示していない	年 月 明示予定

◆明示している学修成果

(1) 博士後期課程(=学位:博士(法学))

- (1) (問題設定力) 専門的知見に裏づけられた明確な問題意識に基づき、専攻分野における研究水準の発展に寄与する研究課題を設定したこと。
- (2) (研究創造性) 専攻分野における国内外の研究状況を十分に踏まえて、これに新たな知見を加え、学術的な創造性に富む成果に達したこと。
- (3) (研究遂行力) 本研究科が教育目標に沿って課するコース・ワークに即して計画的に研究を遂行するとともに、それによって得られた成果を口頭報告および論文執筆において明晰に言語化し、広く国内外に問うことができること。
- (4) (協働の姿勢) 学術を通じて多様な背景をもつ人々と協働し、未知なる問題の解決に当たることで、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する研究を行うことができること。
- (5) (学術倫理) 高度の法学的知識の獲得を常に追求し、高い学術倫理と知的誠実さをもって研究する態度を修学中に一貫してもつこと。

(2) 修士課程(=学位:修士(法学))

- (1) (問題設定力) 法的な思考様式に従うとともに、正確な学術的情報の調査に基づき、発展可能性のある研究課題を設定したこと。
- (2) (研究新規性) 研究課題に関する従来の議論状況を適切に理解し、既存の研究に対して新規性のある知見を加えたこと。
- (3) (研究遂行力) 本研究科が教育目標に沿って設定した科目を履修して所定の単位を取得することにより、法学研究の基礎となる専門的知見を修得するとともに、それによって得た知見を討論や報告を通じて他者に提示し、学術的文書において論理的に表現することができること。
- (4) (協働の姿勢) 専門的な知見によって法律家共同体の成員としての信認を得て、学術の発展や法務の実践にとって意味のある研究を行うことができること。
- (5) (学術倫理) 高度の法学的知識の獲得を常に追求し、高い学術倫理と知的誠実さをもって研究する態度を修学中に一貫してもつこと。

(3-1) 修士課程(=学位:修士(先端法学)) 知財 LL.M.コース

- (1) (専門的知識) 知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法等)に関する高度かつ専門的な知識を幅広く習得していること。
- (2) (分析・応用力) 知的財産法上の諸問題を理論的に分析するのみならず、知的財産法学の背景にある哲学的な基礎理論を理解した上で、これを実務上の各論に応用して論究する能力を身につけていること。
- (3) (創造性) 知的財産法に関する従来の学説判例および特許庁等の行政実務を踏まえつつも、進取の精神を持って通説にとらわれずに新たな考えを創造する能力と姿勢を身につけていること。
- (4) (コミュニケーション力・学術的発信力) 社会の多様性と自他の個性を認めて、多様なバックグラウンドを有する他の参加者との議論を通じた相互理解を深めると共に、これを通じて得られた研究成果を学術論文にまとめて社会に発信する能力と姿勢を身につけていること。
- (5) (国際性) 近時一層グローバル化が進展する知的財産法上の諸課題について、国際的に広い視野を持ちつつ他者と協働して問題解決に取り組むことができる能力と姿勢を身につけていること。
- (6) (学術倫理) 高度の法学的知識の獲得を常に追求し、高い学術倫理と知的誠実さをもって研究する態度を修学中に一貫してもつこと。

(3-2) 修士課程(=学位:修士(先端法学)) アジア LL.M.コース

- (1) (問題発見力) 法学の基礎知識または職業人としての活動経験を基に、それに加えて、グローバルおよび広域リージョン単位の法知識を修得し、企業活動や国際公務に関係する先端的な法的問題を発見できる能力を獲得すること。
- (2) (問題設定力) 正確な学術的情報の収集を行い、経済市場のグローバル化に伴い生起する、越境的な含意をもつ法的問題を自ら特定し、法的対応策を考究するために課題を適切に設定できるようになること。
- (3) (分析解決力) 他の広域リージョンの法や外国法との比較において、自らの属する広域リージョン法や自国法を相対化し、法的な分析を批判的に進め、現在または近未来の法的諸問題の妥当な解決を提言する能力を討論や報告において示すことができること。
- (4) (学術論文) 自ら設定した法学課題について、独力で必要な学術的調査と考究を進め、その成果を明確な論拠をもって論理的に示す学術論文としてまとめ、企業法務や

国際公務などの実践に結びつける知見があることを示すこと。

(5) (学術倫理) 高度の法学的知識の獲得を常に追求し、高い学術倫理と知的誠実さをもって研究する態度を修学中に一貫してもつこと。

< 3つのポリシー・カリキュラム・入試制度の変更 >

※2020 年度 4 月以降に変更を決定した項目があれば記載してください。本チェックシートの別項目で記載している場合は不要です。

項目	変更時期	変更内容	変更理由
ディプロマ・ポリシー カリキュラム・ポリシー アドミッション・ポリシー	2022 年 6 月	各ポリシーについて、学位課程毎に設定した。	教育の内部質保証の一環として各ポリシーの検証、見直しを行ったため。

※以下は該当する学部・研究科のみ記載

確認事項 3-2 2020 年度認証評価における指摘事項への対応② 指摘事項： 学位授与方針を授与する学位ごとに定めていない		
該当箇所： 基幹理工学部、創造理工学部、先進理工学部、経済学研究科、法学研究科、基幹理工学研究科、創造理工学研究科、先進理工学研究科、環境・エネルギー研究科修士課程、人間科学研究科修士課程		
(1) 指摘事項への対応を行った	☒ 対応した	2022年4月、5月 会議名：法学研究科運営委員会 ⇒(2)(3)を記入
	☐ 対応していない	
(2) 対応後の学位授与方針を公表している	☒ 公表している	☐ 要項 ☒ HP ☐ パンフレット ☐ その他 ()
	☐ 公表していない	公表予定時期：
(3) 変更後の内容 学位授与方針を授与する学位ごとに定めて、当研究科の HP で公表した。(https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/)		

確認事項 3-4 2020 年度認証評価における指摘事項へ対応④ 指摘事項： 教育課程の編成・実施方針を学位課程ごとに設定していない。		
該当箇所： 政治学研究科、法学研究科、文学研究科、商学研究科、創造理工学研究科、先進理工学研究科、環境・エネルギー研究科、社会科学研究科、人間科学研究科		
(1) 指摘事項への対応を行った	☒ 対応した	2022年4月、5月 会議名：法学研究科運営委員会 ⇒(2)(3)を記入
	☐ 対応していない	
(2) 対応後の教育課程の編成・実施方針を公表している	☐ 公表している	☐ 要項 ☐ HP ☐ パンフレット ☐ その他 ()
	☐ 公表していない	公表予定時期：
(3) 変更後の内容 教育課程の編成・実施方針を学位課程ごとに設定し、当研究科の HP で公表した。(https://www.waseda.jp/folaw/glaw/about/policy/)		

